

# 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会

## 第11回審議会の報告

今回は、第11回の会議の概要をお知らせいたします。

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 会 議 名 | 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会                                     |
| 開催日時  | 平成24年3月3日（土）午後1時から                                     |
| 開催場所  | 市役所8階大会議室                                              |
| 議 題   | 1 候補地選定基準について<br>2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）パブリック・コメント結果について |

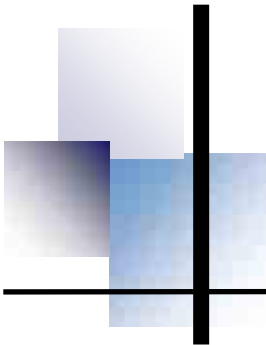
第11回審議会では、候補地選定基準及び公募等について審議を行いました。  
その結果、長時間にわたる審議を経て、候補地選定基準を取りまとめるとともに、公募についても承認されました。  
また、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）のパブリック・コメント結果については、次回の審議会でも審議することになりました。  
今回の審議により、候補地選定基準が取りまとめられたことから、審議会では、建設候補地を広く市民の皆さんに公募いたします。

新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地元であってよかったと感じられるような施設であってほしいとの考えから、地主の皆様や候補地となる地元の皆様から率先して手をあげていただき、附帯施設の設置や周辺道路の整備、公害等の環境対策などについて、地域のまちづくりの視点から、私たちと地元の皆様と一緒に考え知恵を絞ることが、最善と考え、候補地を公募します。

なお、次ページから公募案内及び当審議会に取りまとめた「候補地選定基準」を掲載いたします。

第11回審議会の審議会資料と会議録の詳細については、市役所・いちいのホールの行政資料コーナー及び野田市のホームページで審議会資料と会議録を、市内の各図書館、公民館では会議録を御覧になれます。

また、公募要領及び応募申込書の入手方法は、市ホームページ及び清掃計画課、市役所・いちいのホールの行政資料コーナー、市内の各図書館、公民館で入手できます。



# 新清掃工場（ごみ焼却施設） 建設候補地を公募します

---

土地所有者の皆様  
自治会の皆様

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会  
会 長 立 本 英 機

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会では、新清掃工場（ごみ焼却施設）建設候補地を公募します。

本審議会は、市の緊急かつ最重要課題の1つである新清掃工場の建設候補地を選定するために設置されました。市長からは、全市民的見地からの審議をお願いしたいとのことで、候補地の選定にとどまらず、ごみ処理施策の基本となる一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定や環境アセスメントに関することなどの審議も依頼されています。

昨年8月21日に第1回審議会を開催以来、これまで11回の審議を重ね、まず「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」案をまとめました。

この計画では、基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め、ごみ減量目標（平成33年度までに30%減）を設定し、目標を実現するための様々な施策を展開していくこととしています。新清掃工場については、『建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。』としておりまして、新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元にあってよかったと感じられるような施設であってほしいと考えています。

そこで、具体的な候補地の選定に入るにあたっては、地主の皆様や候補地となる地元の皆様から率先して手をあげていただき、附帯施設の設置や周辺道路の整備、公害等の環境対策などについて、地域のまちづくりの視点から、私たちと地元の皆様と一緒に考え知恵を絞ることが、最善と考え、候補地を公募することといたしました。

つきましては、当審議会に取りまとめた「候補地選定基準」をお示ししますので、地主の皆様、自治会の皆様からの応募をお待ちしております。

---

## 1 公募内容

### (1) 応募資格

土地所有者又は地元自治会の応募とします。

### (2) 応募の条件

- ①野田市内の市街化調整区域内で、20,000㎡以上の用地面積が確保できること。
- ②土地所有者が応募する場合、建設候補地の地元自治会の同意は必要ありません。ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと。
- ③地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会にまたがる場合、応募者自治会以外の自治会の同意は必要ありません。

### (3) 応募期間

平成24年3月15日(木)から同年5月1日(火)まで(郵送の場合は消印有効)

### (4) 応募書類及び提出先

次の①、②の書類を、野田市役所清掃計画へ直接持参するか郵送により申し込みください。

- ①応募申込書(別紙1) ※任意の様式でも可
- ②候補地位置図

### (5) 公募要領及び応募申込書の入手方法

市ホームページ内の「新清掃工場建設計画」からダウンロードするか、以下の公共施設で入手できます。

- ・市役所5階清掃計画課(担当課)
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、  
関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部)
- ・各図書館(興風、南、北、せきやど)

## 2 候補地の選定方法

今回ご応募いただいた候補地については、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会で行きまとめた「候補地選定基準」(次ページ参照)により評価を行い選定します。

## 3 問い合わせ・提出先

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

野田市環境部 清掃計画課(市役所5階)

電話04-7125-1111(内線3202、3203、3205)

# 野田市新清掃工場建設候補地選定基準

| No. | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 市街化調整区域内であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2   | <p>敷地境界から一団の住宅団地※までの距離が概ね200m以上であること。</p> <p>A ○○m以上であること。<br/>B ○○m以上であること。<br/>C 概ね200m以上であること。</p> <p>(注1) 一団の住宅団地は5棟以上のものをいう。<br/>(注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。<br/>(注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。</p>                                                                                                                                |
| 3   | 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4   | <p>学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物※の敷地境界から概ね300メートル以上離れていること。</p> <p>A ○○m以上であること。<br/>B ○○m以上であること。<br/>C 概ね300m以上であること。</p> <p>(注1) 「その他これらに類する施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本に、公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高いと認められる建築物が該当する。<br/>具体的には、候補地絞込みの段階で、個別に判断する。<br/>(注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。<br/>(注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。</p> |
| 5   | 県及び市町村の都市計画構想と整合していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6   | 緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7   | <p>主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。（市において、新清掃工場稼働までに整備可能な場合を含む。）</p> <p>A 6m以上で全線舗装整備済みであること。<br/>B 6m以上で舗装整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。<br/>C 6m以上で舗装整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。</p> <p>(注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。</p>                                                                     |
| 8   | <p>主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。</p> <p>A 通学路との重複がない、又は歩道等が設置され歩行者の安全が確保されていること。<br/>B 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。<br/>C 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。</p> <p>(注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。</p>                                                         |
| 9   | <p>主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。</p> <p>(注) 繁華街、住宅街の定義は明確でなく、また経路距離等による影響も大きいことから、候補地絞込みの段階で経路距離等を考慮して個別に判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 10  | <p>施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通に過度な影響を与えないこと。</p> <p>A 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の○○パーセント以下であること。<br/>B 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント以下であること。<br/>C 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント超であること。</p> <p>(注) Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。</p>                           |
| 11  | 整形地に近い土地であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 12  | <p>地権者の数が少数であること。</p> <p>A 地権者の数が○人以内であること。<br/>B 地権者の数が○人以内であること。<br/>C 地権者の数が○人超であること。</p> <p>(注) 基準となる具体的な地権者数は、候補地の絞込みの段階で設定する。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 13  | <p>20,000㎡以上の土地を確保できること。</p> <p>A ○○㎡以上の土地を確保できること。<br/>B 20,000㎡以上の土地を確保できること。</p> <p>(注) Aの具体的な面積は、候補地絞込みの段階で設定する。</p>                                                                                                                                                                                                                   |